

1 経緯及び背景

区は、令和3年8月の港区地域防災計画（令和3年度第1回修正）において、全国に甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号を踏まえた避難所機能の強化や新型コロナウイルス感染症対策など喫緊の課題に対する近年の先進的取組を反映させました。

令和3年5月には、災害対策基本法の改正に伴い、国の防災基本計画が修正され、当該計画において、災害対応業務のデジタル化の推進、福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する避難体制の充実などといった内容が示されました。このため、港区地域防災計画においても上位計画との整合を図るため、防災を取り巻く最新の動向を踏まえた災害対策に関する内容を反映する必要があります。また、東京都による浸水想定区域の見直し等を踏まえた区有施設の浸水対策や令和3年10月7日の千葉県北西部地震を踏まえた帰宅困難者対策の見直しなど、区が関係機関等と現在進めている施策の課題や成果についても港区地域防災計画に反映する必要があります。

2 主な修正ポイント

（1）「災害対応業務のデジタル化の推進」に関わる事項

●ICT技術やAIを用いたシステムによる災害対策本部機能の強化

・AIによる災害時の情報収集体制の強化【震災編第2部第9章（127頁）第3部第5章（204頁）、風水害編第3部第5章（173頁）】

災害時に、SNS上の投稿情報をAIによる情報解析システムから収集し、区民や関係機関から提供される情報との照合等により事態の状況把握を明確化するとともに、災害対策本部での迅速かつ的確な判断・対応に繋がります。

・避難行動支援に向けたICT技術の活用【震災編第2部第9章（127、128頁）第3部第5章（204頁）、風水害編第2部第7章（98頁）】

災害時において的確に避難情報を発信し、区民の避難行動を支援するため、ICT技術を活用した避難情報の発令判断支援や、港区防災行政無線・港区防災ラジオ・防災情報メール等区民への情報発信機能と連携するシステムの構築を、国や東京都のデジタル化の取組と連携しながら検討します。

（2）「区有施設の浸水対策の充実」に関わる事項

●区有施設の浸水対策の充実

・区有施設における浸水対策の実施【風水害編第2部第2章（62頁）】

東京都の城南地区河川流域の浸水想定見直し、高潮氾濫危険水位の運用開始や隅田川及び新河岸川流域の浸水想定の見直しを受け、浸水想定区域内にある区有施設に対し、浸水規模を踏まえた対策を実施していきます。

電気配管や排水への工事、止水板等の設置、浸水対策資器材の配備を浸水想定区域内にある区有施設に実施し、区有施設の災害対応拠点や区民避難所としての機能を確保します。

（3）「福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保」に関わる事項

●福祉避難所における避難行動要支援者の受入れ体制

・福祉避難所における避難行動要支援者の受入把握【震災編第2部第10章（139頁）、風水害編第2部第8章（109頁）】

福祉避難所における避難行動要支援者の受入れに当たり、事前に福祉避難所の実情や要介護高齢者の介護度、障害特性、医療的ケアなど、当該施設を利用している避難行動要支援者の状況を踏まえた福祉避難所ごとの受入対象者を把握します。

●災害時における避難行動要支援者の支援体制

・災害時における避難行動要支援者の安否確認体制の構築【震災編第2部第6章（105～108頁）、風水害編第2部第5章（82～85頁）】

災害時協力協定に基づき、区内の介護事業者や障害福祉関係事業者が災害時避難行動要支援者名簿を活用して、要支援者の安否確認を行います。

区内の介護事業者や障害福祉関係事業者と、災害時協力協定の締結をさらに進め、災害時の避難行動要支援者の安否確認や区民避難所等で必要な支援を迅速に行う体制を強化します。

・福祉避難所への応援体制【震災編第2部第6章（105～109頁）、第2部第10章（140頁）、第3部第9章（246頁）、風水害編第2部第5章（82～86頁）、第2部第8章（109頁）、第3部第10章（222頁）】

障害者支援を行う福祉避難所において、専門職等による障害特性に応じた支援を24時間体制で行えるよう、区内の障害福祉関係事業者から福祉避難所に職員派遣等応援を受けるための協定の締結をさらに進めていきます。

（4）「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する避難体制の充実」に関わる事項

●自宅療養者に対する避難行動の促進

・ハザードマップの周知【震災編第2部第10章（130頁、131頁）、風水害編第2部第8章（102、103頁）】

平時から自宅療養者等に向けて、区のホームページ上で各ハザードマップを周知し、警戒区域や災害の発生に備えた避難行動の確認等を促します。

・自宅療養者専用連絡先の設置【震災編第2部第10章（130、131頁）、風水害編第2部第8章（102、103頁）】

避難情報の発令により区民避難所が開設する場合、自宅療養者専用電話を開設し、ハザードマップ上の警戒区域等にいる避難が必要な自宅療養者や、自宅で過ごすことに不安を感じ、避難を希望する自宅療養者に対し、適切な避難行動を促します。

（5）個別の課題の対応状況に関わる修正事項

●令和3年10月7日の千葉県北西部地震を踏まえた帰宅困難者対策の充実

【震災編第2部第4章（87、88、90、91頁）、風水害編第2部第3章（63、64、66、67頁）】

夜間休日における対応について関係事業者と協議を進めるとともに、鉄道事業者とも受入れ手順の確認や連絡訓練を実施し、帰宅困難者対策を充実します。

●災害対策本部への消防署の参画の推進

【震災編第3部第1章（166、167頁）、風水害編第3部第1章（127、128頁）】

大規模災害時において区の地域における被害を最小限に抑えるため、区内各消防署長に対し職員の災害対策本部への派遣を求め、区と消防署の更なる連携の強化を図ります。

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年 3月上旬	災害対策検討委員会【案】
3月中旬	港区防災会議幹事会【案】
3月下旬	港区防災会議【案】
	港区地域防災計画修正、公表